

登園許可証

〈医師の記入用〉

学校法人織田学園
おだ学園保育園 園長 様

クラス: _____ 園児氏名: _____

以下の疾患について、 年 月 日に診断、治療を受け、療養していましたが、
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日より登園可能と判断します。
記入日 年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印又はサイン _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

病名

○印	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
	水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮 (かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化 していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が 発現してから5日経過し、かつ全身 状態が良好になっていること
	結核	医師により、感染の恐れがないと認められていること	
	咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウィルス感染症)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後2日経過していること
	流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した 数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後2日経過していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正 な抗菌性物質製剤による5日間の治療 が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の 場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要 なし、5歳未満の子どもは2回以上連続で便から菌が検出されないこと)	
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認めるまで	

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証」を園に提出して下さい。

※出席停止期間の数え方:発熱(発症)・解熱当日は0日目とし、翌日を1日目と数えます。